

2 – 1

2. 過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）の請求方法

過去分調整額の請求方法は、事業所の状況や過去分調整額等により異なるため、以下の表を確認の上、請求を行います。

No	事業所の状況	過去分調整額の金額	請求方法
1		追加支給	令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書に、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し請求する。 令和7年5月までにサービスを終了した利用者である場合、令和6年4月から令和7年5月サービス提供分のうち、最後のサービス提供月の請求明細書に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。
2	運営中 （令和7年6月サービス提供分以降も国保連合会へ介護給付費等の請求を行う）	返還	①過去分調整額を、令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書のサービス種類内で相殺できる場合、令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書に、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し請求する。 令和7年5月までにサービスを終了した利用者である場合、令和6年4月から令和7年5月サービス提供分のうち、最後のサービス提供月の請求明細書に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。 ②過去分調整額を、令和7年6月サービス提供分（※）の該当利用者の請求明細書のサービス種類内で相殺できない場合、複数月分の請求明細書（令和7年6月サービス提供分と令和7年7月サービス提供分等）に、過去分調整額請求用のサービスコードを記載し複数月に分けて請求する。 令和7年5月までにサービスを終了した利用者である場合、事業所と市町村が調整して相殺可能な月数分の過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。
3	廃止 （令和7年6月サービス提供分以降の請求がない）	追加支給	令和6年4月から令和7年5月サービス提供分のうち、最後のサービス提供月の請求明細書に対して、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードを追加し再請求する。
4		返還	過去分調整額がマイナスとなる場合、電子請求受付システムでは受付できないため、システム対応外とする。

※ 令和7年7月サービス提供分（8月請求分）以降の報酬支払いでも調整可能

3. 令和7年7月以降に過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）を行う場合の取扱いについて

今回の事象に該当している過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）について、No.1、No.2①・②のとおり令和7年7月以降に請求を行う必要がある場合は、新たなサービスコードを使用して請求を行います。

No	請求パターン	請求方法
1	請求漏れ等により過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）を初めて令和7年7月以降に月遅れ請求する場合	単位数を補正した <u>新たなサービスコード</u> を請求明細書に記載し請求を行う。（※1）
2-①	過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）について、令和7年6月審査以前に請求を行い、既に報酬の支払いが済んでいるが、何らかの理由（指導監査等）で、令和7年7月以降に請求の見直しが必要となった場合で、 ①令和7年6月サービス提供分（※2）とあわせて過去分調整額の請求を行い、既に <u>報酬の支払いが済んでいる</u> 場合	<過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）の再請求方法> 見直しを行うサービス提供月の請求明細書について、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、単位数を補正した<u>新たなサービスコード</u>を請求明細書に記載して再請求を行う。（※1） <令和7年6月サービス提供分（※2）で請求した過去分調整額の再請求方法> 令和7年6月サービス提供分（※2）の請求明細書について、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、過去分調整額請求用のサービスコードの単位数を修正（国保連合会が通知した調整単位数（全月分）から、見直しを行うサービス提供月の請求明細書に対する調整単位数を差し引く）し、再請求を行う。
2-②	過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）について、令和7年6月審査以前に請求を行い、既に報酬の支払いが済んでいるが、何らかの理由（指導監査等）で、令和7年7月以降に請求の見直しが必要となった場合で、 ②令和7年6月サービス提供分（※2）とあわせて過去分調整額の請求をまだ <u>行っていない</u> 場合	<過去分の請求（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分）の再請求方法> 見直しを行うサービス提供月の請求明細書について、事業所と市町村が調整して過誤申立（支払済請求明細書の取り下げ）を行い、単位数を補正した<u>新たなサービスコード</u>を請求明細書に記載して再請求を行う。（※1） <令和7年6月サービス提供分（※2）とあわせて過去分調整額を請求する方法> 令和7年6月サービス提供分（※2）の請求明細書について、過去分調整額請求用のサービスコードの単位数を修正（国保連合会が通知した調整単位数（全月分）から、見直しを行うサービス提供月の請求明細書に対する調整単位数を差し引く）し、請求を行う。

※1 重度障害者等包括支援については、新たな適用単価を用いて単位数計算を行った結果で請求を行う

※2 令和7年7月サービス提供分（8月請求分）以降の報酬支払いでも調整可能